

令和3年12月 定例会（第4回）会議録（抜粋）

○10番（渡辺厚子さん） 議場の皆様、こんにちは。公明党の渡辺厚子でございます。

通告に従いまして、大綱2点について質問いたします。

初めに、大綱1、多様な生き方を尊重する木更津市を目指して、中項目1、パートナーシップ・ファミリーシップ制度について、お尋ねします。

パートナーシップ制度は、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自にLGBTQカップルに対して、結婚に相当する関係とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。2015年に渋谷区や世田谷区が開始したのをきっかけに、導入の動きが拡大し、現在では100を超える自治体が、同性に限らず、事実婚を含め、お互いを人生のパートナーとして尊重し、継続的に協力し合うパートナーであることを表明したカップルを、公的に証明するこの制度は、急速に広がっています。千葉県内では、2019年に開始した千葉市のほか、松戸市が2020年に、浦安市が本年5月に、パートナーシップ宣誓制度として導入しており、船橋市も今月16日から開始するとのことです。昨年11月に導入した松戸市では、本年10月末までの1年間で、19組が宣誓をしております。

また、この制度をさらに進化させている自治体もあります。明石市や足立区を初め、パートナーのほかに、家族として暮らしている未成年の子どもがいて、子どもを含む家族の関係を届け出た場合に、併せて証明する、ファミリーシップ制度を導入している自治体も増えています。

パートナーシップ制度やファミリーシップ制度によって受けられるメリットとしては、病院で家族と同様の扱いを受けられる。公営住宅への入居に家族として入居可能。生命保険の受け取りにパートナーを指定することができる。民間の家族割などがあります。

私は、木更津市においても、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが大切なパートナーや家族と共に、その人らしく人生を歩んでいけるよう支援していく、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を開始すべきと考えます。市は、この制度の広がりをもどのように認識しているのか、そして本市での導入についての見解をお聞かせください。

次に、中項目2点目は、申請書等の不要な性別記載欄の廃止についてです。

この件では、私が平成30年6月定例会で質問した際に、渡辺市長からは、本市が目指しておりますオーガニックなまちづくりの基本理念の一つでもございます、多様なあり方を認め合い、支え合う、自立した地域社会の仕組みを構築することを積極的に推進していくためには、LGBT等の性の多様性に配慮した社会づくりを推進することが、必要であると考えているところです。さらには、個人情報が必要最小限の範囲で収集するという個人情報保護の観点からも、手続に問題が生じない申請書等の性別記載欄につきましては、廃止していきたいと考えておりますとのご答弁を頂きました。そして、この件に関連したお知らせが先頃、市のホームページに掲載されました。それは、令和3年9月21日から、性的少数者の方への配慮を目的として、印鑑証明書に記載していた性別欄を削除しますというもので、さらに住民票記載事項証明書の性別欄についても、令和3年9月21日から、性的少数者の方への配慮を目的として、住民票記載事項証明書の性別欄は記載を選択できます。通常が記載され

ますので、不要な場合はお申し付けください。なお、住民票の写しは、住民基本台帳法により規定されていますので、性別欄は記載されますという内容でございます。そこで、現在の進捗状況と今後の進め方について、お聞かせください。

次に、中項目3、性別によらない中学校の制服選択について。

私は、平成30年の6月議会と本年3月議会でも、同様の質問をしていますので、今回で3回目となります。私が思っている以上に、学校現場でのハードルは高いのかな、これまでの議論ではあまり期待できないのかなとも思いつつ、全国的にはどんどん広がっているものと認識しています。女子生徒が自転車通学や冬場の寒さ対策として、スラックスを希望するケースもありますし、最近では、テレビ番組でも、関連報道を見かけます。先日は、トランスジェンダーの男子高校生が、中学生の頃、スカートを使用したいという希望をかなえられなかった経験から、次の世代のために導入拡大の活動をしているという体験談も読みました。性別によらない制服選択を導入することで、たとえ少人数であっても、学校生活での生徒のストレスを減らせるのであれば、本市としても導入すべきと考えますし、それは決して難しいことではないと思いますので、改めて確認いたします。

前回3月議会での答弁では、中学校における制服の選択につきましては、十分な議論を要する難しい問題であると認識しておりますが、個別な事案に応じ、対応が必要な生徒がいる場合には、心情等に配慮しつつ、理解に努め、適切で柔軟な対応を取るよう、校長会議等において周知しているところでございますというお答えでした。そこで、本市での導入については、どのような状況なのか、また、今後の進め方についての考えをお聞かせください。

続きまして、大綱2、選挙投票率の向上を目指して、中項目1点、投票率の向上について伺います。

10月31日に執行されました第49回衆議院議員総選挙の結果を、比例区の投票率で見ますと、木更津市は、前回の第48回よりも2.07ポイント上がって、50.15%でした。しかし、残念ながら、これは千葉県全体の53.64%と比べると低くて、内房エリアの第12選挙区7市1町の中でも、最も低い数値です。言うまでもなく、政治への関心や選挙に対する意識の向上は、政治に携わる全ての者の責務であり、投票率を上げることが目的ではありません。選挙といっても、様々な単位がありますし、その時々々の社会情勢や幾つもの要因が結果に影響することは理解しております。こうすれば投票率は上がりますよという施策や決定打などはありませんが、投票したい人が投票しやすいように、また、投票に行こうかどうしようか迷った人も投票してみようと思えるような環境を、少しずつでも整えていくために、今回は、小項目3点について確認したいと思います。

初めに、投票立会人の「若者枠」について。有権者の中でも、若い世代の投票率が低いことは、全国的な傾向であるため、選挙のたびに様々な啓発活動が展開され、最近では、SNSを活用した情報発信も盛んに行われています。若者の投票率が上がれば、おのずと全体の底上げにもなります。私は、若者への啓発の一つとして、平成27年6月議会で、投票立会人の若者枠について提案しておりますが、その後、市として検討はされているのか、伺います。

次に、期日前投票の改善点について、今回の衆議院総選挙では、コロナ禍での国政選挙、しかも超短期間での準備など、これまで経験したことのない選挙ということで、大変なご苦労があったことと思います。今回の経験を踏まえて、期日前投票について、今後改善したいと考えていることがあれば、お聞かせください。

最後に、投票所入場券の改善点について伺います。投票所入場券は、かつては、投票所の入り口で書いた宣誓書を、平成25年の千葉県知事選挙からは、入場券の裏側に載せて、事前に記入できるようにするなどの改善がなされましたが、現行のものからさらに改善する予定はないのか、お尋ねします。

以上で1回目の質問を終わります。

○市長（渡辺芳邦君） 渡辺厚子議員のご質問に、ご答弁申し上げます。

私からは、まず、大綱1、多様な生き方を尊重する木更津市を目指して、中項目1、パートナーシップ・ファミリーシップ制度について、お答えいたします。

初めに、制度の広がりについてでございますが、議員おっしゃるとおり、パートナーシップ制度、またファミリーシップ制度は、全ての方々がお互いの人権を尊重し、多様な個性や価値観を認め合い、地域の中で生き生きと暮らし、共に支え合う社会を目指した取り組みでございます。そして、LGBTQ等の性自認や性的指向に係るマイノリティの自由な意思を尊重する制度であると認識しております。この制度を創設した地方自治体は、本年10月末現在で、パートナーシップ制度が130自治体に上り、またファミリーシップ制度が7自治体でございます。このほか、制度の導入を予定している、または導入を検討している自治体もあり、制度創設が全国的な広がりを見せていることは承知しております。

法務省人権擁護局は、このような性的マイノリティに対する偏見や差別をなくすための第1ステップは、多様な性について知ること、第2ステップは、習慣、常識を変えること、第3ステップは、理解者を増やすこととしております。このことから、本市では、性の多様性に関するリーフレットなどを頒布するほか、木更津人権擁護委員協議会木更津市部会と連携し、木更津こどもまつり等のイベントにおいて、来場者に啓発資料を配布するなどの啓発活動に取り組むとともに、いじめや差別といった人権に関する各種相談を実施しているところでございます。

次に、本市での導入についてでございますが、パートナーシップ制度は、憲法や民法に規定されている婚姻とは異なる制度でございます。この前提の下で、現行では法律婚の夫婦にしか認められていない、行政・民間の事務やサービス等について、夫婦生活を送っている性的マイノリティのパートナーにも利用可能となるように、検討する必要があります。例えば、市営住宅の入居や医療機関における面会、手術の同意確認、また、金融面においては、共同で住宅ローンを組むことを可能にするなどの事務やサービスなどでございます。また、カップルとその子どもとの親子関係まで範囲を広げた、ファミリーシップ制度についても、生活しやすい環境づくりを検討していく必要があります。このような点を踏まえ、今後、市民の皆様や人権擁護委員の方々などにご意見を伺いながら、効果的な制度の創設について、検討してまいります。

続きまして、中項目2、申請書等の不要な性別記載欄の廃止について、お答えいたします。

初めに、現在の進捗状況についてでございますが、議員ご承知のとおり、平成30年5月に、性別記載欄のある市独自の申請書等の様式を庁内において調査したところ、全体では140件で、そのうち性別記載欄がなくても業務に支障がないとされたものが61件ございました。その後も、LGBTQ等の性的マイノリティへの配慮及び個人情報保護の観点からも、手続に問題が生じない申請書等の性別記載欄につきましては、削除する旨を周知したところでございます。その結果、現時点で見直しが必要と思われる様式は、22件でございます。

次に、今後の進め方についてでございますが、性別記載欄を削除しない具体的な理由を把握した上で、引き続き、不要な性別記載欄の撤廃に向け、速やかに様式を見直してまいります。

私からは以上でございます。その他につきましては、教育長、選挙管理委員会書記長から答弁いたします。

○**教育長（廣部昌弘君）** 私からは、大綱1、中項目3、性別によらない中学校の制服選択について、お答えいたします。

初めに、本市での導入についてでございますが、本年3月市議会定例会におきまして、渡辺議員よりご質問がありましたことを受け、4月の校長会議にて、性別によらない中学校の制服選択制の導入について、再度検討を促したところ、現在までに導入した学校が1校あり、また、当該校を含めた2校において、女子数名がスラックス等を使用しているところでございます。ほかにも、制服選択制の導入を検討している学校が3校、制服選択制を見据え、詰め襟学生服、セーラー服から、ブレザーへの変更を検討している学校が3校ございます。

次に、今後の進展についてでございますが、教育委員会といたしましては、学校生活における生徒のストレスを軽減するという意味合いからも、有効性を認識しており、また、社会的に認知度が高まっていることから、人権教育の充実などにより、生徒の理解を深めつつ、性別によらない制服選択への移行を、今後も推進してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○**選挙管理委員会書記長（加藤 毅君）** 私からは、大綱2、選挙投票率の向上を目指して、中項目1、投票率の向上について、お答えいたします。

初めに、投票立会人の「若者枠」についてでございますが、投票立会人は、投票事務の執行に立ち会い、公正に行われるよう監視することが、主な仕事となっております。投票立会人への若者の登用について、既に取り組んでいる自治体では、若い世代の方々に選挙に関心を持っていただき、身近に感じられるようにするためなどを目的として、おおむね18歳から29歳までの方を対象に、期日前投票や当日の投票立会人の一部を公募し、期日と場所を調整する制度を採用しております。本市で同様の制度を導入しようとする場合、規定等の整備、現役高校生の場合は学校との調整などが必要と考えております。また、期日前投票は告示日の翌日から始まりますが、投票立会人の選任は、選挙管理委員会での承認を必要とするなど、一定の事務手続を伴いますことから、本市では現在、市の職員から投票立会人を選任しており、各部署に選任の協力を仰いだ際、20代の職員を推薦いただくことがございます。

まずは、積極的に20代の職員を選任することから始め、若い世代への拡充を図ってまいりたいと考えております。

次に、期日前投票の改善点についてでございますが、期日前投票については、昨今の感染症対策がきっかけで注目を集め、全国的に積極的な利用を促すように変わってきております。今回の衆議院議員総選挙におきましても、本市の総投票者数5万6,446人に対し、約4割の2万2,714人の方が利用されております。このような状況を踏まえ、投票所内のレイアウトなど、一連の流れを考慮し、動線を考え、利用しやすいものにしたいと常々心がけ、また、期日前投票所の場所、投票期間、投票時間等の周知にも努めており、これらの取り組みを継続してまいります。今後の改善点につきましては、投票箱の表示がわかりにくいといったご意見、実際の投票で誤って投函されそうになった状況を踏まえ、期日前投票に限らず、当日も含めた全投票所の投票箱について、選挙名を拡大表示し、投函誤りを防ぎたいと考えております。

最後に、投票所入場券の改善点についてでございますが、本市では、今年3月に実施した県知事選挙から、投票所入場券送付用封筒のデザインを見直し、一番周知しなければならない案件を表記するよう心がけております。具体的には、先般の県知事選挙と衆議院議員総選挙では、感染症対策への協力依頼と、安心して投票できる環境づくりを行っていることや、期日前投票の積極的利用のご案内を記載いたしました。今後につきましても、現行の形状を基本として、毎回の選挙において、掲載する内容を検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） それでは、再質問に移りたいと思います。

初めに、大綱1の中項目1、パートナーシップ・ファミリーシップ制度についてお伺いします。

先ほどのご答弁で、効果的な制度の創設について検討していくと仰っていただきましたので、本市でも導入に向けて動き出すんだと受けとめました。そうしますと、まずはどのような取り組みから進めていくのでしょうか。

○市民部長（渡邊雅彦君） 現在、県内3市を初め、制度導入済みの幾つかの自治体に対し、制度の概要及び方針決定から制度創設までの具体的な事務手続などについて、調査を行っているところでございます。今後、調査結果を整理した上で、今年度中には関係課による会議を開催し、課題や問題点、導入検討に関する今後のスケジュールなどを、協議する予定としております。

私からは以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） 今年度中に協議が始まるということですので、私としましては、多様な個性や価値観を認め合うことの大切さの啓発にも、この制度は大変有効であると感じています。

国の法整備を待たずして、市民のニーズや実態に合った形で、地方から波を起こしている事例だと思えますし、本市におきましても、このうねりに遅れることなく、スピード感を持って推進していただくことを願っております。それと併せまして、こうした制度は、単なる手続として証明書を発行するというのではなくて、婚姻届や出生届と同じですが、申請の受

理や発行の際に、それに携わる窓口では、祝福しますよという姿勢を忘れないでほしいと思います。その点もどうかよろしくお願いします。

次に、申請書等の不要な性別記載欄の廃止についてです。

先ほどご答弁で、現時点で見直しが必要と思われる様式は22件ということでした。平成30年の庁内調査で61件あったものが、残り22件までになってきたということは、着実に進められてきたということがわかりました。それで、残りの22件ですが、これについても、いろんな部署で様々な様式があると思いますので、すぐに簡単に変更するというのはできないのかなというふうにも推察いたします。そうは言いつつ、徐々に変更していくものだと思いますが、様式を変更したときは、どのように市民の皆様周知されるのでしょうか。

○総務部長（伊藤浩之君） 周知の方法といたしましては、議員のご質問でも触れていただきました、住民票記載事項証明書の性別欄は、記載の選択ができる旨周知したのと同様に、様式の見直しをした申請書ごとに、必要に応じて、市ホームページ等で周知を図ってまいります。

以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） わかりました。少しずつでも改善されていくということが、当事者の方々に伝わるのは、安心につながるものと思います。こうしたことも、いずれは配慮ということではなく、当たり前になっていくべきとも思っております。

続きまして、中項目3、性別によらない中学校の制服選択について、お聞きします。

先ほどのご答弁で、今年度導入した学校が既に1校あるということでした。その学校はどのような経緯、手順で導入に至ったのか、教えてください。

○教育部長（秋元 淳君） 以前より、教職員間において、導入の必要性について話し合いが行われていたところ、女子生徒から、スカートの着用を望まないとの申し出もあったことから、PTA役員への相談、制服取り扱い業者との調整、生徒、保護者への周知を経て、実現に至ったとのことでございます。

以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） それでは、今後の進展についてなんですが、先ほどのご答弁で、制服選択制への移行を今後も推進するというふうなお答えがありました。残りの学校に対しては、具体的にどのような方法で推進していこうとお考えなんでしょうか。

○教育部長（秋元 淳君） 今後の校長会議において、先ほど申し上げました制服選択制の導入事例を紹介し、それぞれの学校における取り組みの推進を促す予定でございます。

○10番（渡辺厚子さん） わかりました。先ほど、1校目が生徒からの申し出に対応したということだったんですが、特別なケースに対応するというのではなく、わざわざ当事者が申し出なくても、誰もが選択できる環境にすべきと思っております。それでもゼロと1では大きな違いがありますので、1校がスタートしたというのは、大変歓迎しております。この1校から市内全校へと、早期に展開されることを強く期待しております。

大綱1の、多様な生き方を尊重する木更津市を目指してにつきましては、おおむね推進していただけるものと理解いたしました。今後の進捗を注視したいと思っております。

それでは、大綱2へ移ります。

投票率の向上についてですが、まず、投票立会人の選任については、一定の事務手続を伴うことから、まずは若手職員を積極的に選任していくというお話でした。それは職員の業務の一環として進めていただくのはよいとは思っておりますが、それと別に私が申し上げたいのは、例えば、期日前投票所1ヶ所からでも、若い世代を公募して、少しでも希望があれば参加してもらおうとか、また、投票立会人という立場に限らず、その他の選挙事務の一部に関わるなど、何らかの形で、若者の参画の機会をつくることはできないのかということなんです。いかがでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（加藤 毅君） 議員おっしゃるとおり、投票立会人に限らず、若い世代の方々が、何らかの形で選挙事務等に携わることは、選挙への関心を持っていただくことにつながるものであり、若い世代の参画の機会について、様々検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） 様々検討していきたいとおっしゃっていただきました。もう既に取り組んでいる自治体もあるわけですから、そうした事例を参考にすることもできます。

次に、期日前投票についてのご答弁では、投票所内の動線など、様々な改善に努められていることはわかりました。それに加えまして、広報無線の放送や、安心・安全メールでの配信もされていますが、有権者が選挙に行こうと思えるような呼びかけや、投票に行きやすい情報の発信について、工夫していただきたいと思っています。先ほどと同じですが、他の自治体の事例を含めて、本市ができる取り組みはないか、新たな取り組みの検討もしていただけないでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（加藤 毅君） 有権者の方が投票所に行きやすいような環境づくりは大切であり、特に情報発信する内容につきましては、市民目線を意識して、工夫をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） わかりました。

投票所入場券については、再質問はいたしません。

最後になりますけれども、先日読んだ、投票についてのウェブニュース記事によりますと、子どもの頃に親と投票に行った経験のある人は、ない人に比べて、投票に行く人の割合が高いという調査結果があるそうです。詳しい結果内容は省きますが、2016年の法改正によって、投票所内への18歳未満の子どもの同伴が解禁されましたので、例えば、子ども同伴投票を促進するなどよいかもしれません。私は、最初の質問でも申しましたが、投票率を上げるための決定打のようなものはない以上、可能な範囲で、あの手この手を尽くしていくべきだと思っています。先ほどご答弁で、市民目線を意識して、工夫してまいりたいとおっしゃっていただきましたので、その工夫が、来年の市長選挙や参議院選挙の投票結果に反映されますことを期待しております。ぜひとも知恵を出し合って、積極的にアクションを起こしていただきますようお願いいたします。私の全ての質問を終わります。

ありがとうございました。